

令和6年度実施

下田市職員 採用試験案内 (秋日程)

○一般事務職①（高卒相当）

※26歳以下（身体障害者：35歳以下）

○一般事務職②（社会人経験者）

※33歳以上42歳以下

○一般事務職③（大卒・短大等）

※大卒：32歳以下、短大卒：30歳以下、身体障害者：35歳以下

○一般事務職④、⑤（情報処理）

※④：32歳以下、⑤：45歳以下

○技術職①（土木・建築）高卒相当

※32歳以下

○技術職②・③（土木・建築）

※40歳以下

○技術職④（都市計画）

※50歳以下

受付期間 令和6年7月31日（水）～8月19日（月）

試験日 令和6年9月22日（日）

～試験はSPI3を利用します～

申込・問合せ先

下田市役所 総務課 人事係

〒415-0011 静岡県下田市河内101番地の1

TEL (0558) 22-3911 (内線 2522) E-mail: soumu@city.shimoda.lg.jp

下田市職員試験委員会

下田市職員採用試験案内

下田市職員試験委員会

次のとおり下田市職員採用試験を行います。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
M：一般事務職① (高卒相当)	若干名	一般行政事務に従事します。
N：技術職①(高卒相当)	若干名	土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。
O：一般事務職② (社会人経験者)	若干名	一般行政事務に従事します。
A：一般事務職③ (大卒・短大卒)	若干名	一般行政事務に従事します。
B：一般事務職④ (情報処理・資格)	若干名	情報処理業務、一般行政事務に従事します。
C：一般事務職⑤ (情報処理・経験者)	若干名	情報処理業務、一般行政事務に従事します。
D：技術職②(土木・建築)	若干名	土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。
E：技術職③(土木・建築)	若干名	土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。
F：技術職④(都市計画)	若干名	都市計画、土木行政、建築行政、一般行政事務に従事します。

※採用予定人員は、変更になる場合があります。場合によっては、任用替え等のある場合があります。

2 受 験 資 格

職 種	受 験 資 格
一般事務職① (高卒相当)	<p>平成10年4月2日以降に生まれた方(26歳以下)で、学校教育法による高等学校を卒業した方又は令和7年3月に卒業見込みの方</p> <p>◎身体障害者の方は、身体障害者手帳の交付を受けている方で、学校教育法による高等学校等を卒業した方又は令和7年3月卒業見込みの方で平成元年4月2日以降に生まれた方(35歳以下)、かつ介助者なしで職務の遂行が可能であり、活字印刷文による出題に対応できる方</p>
技術職①(土木・建築) (高卒相当)	<p>平成4年4月2日以降に生まれた方(32歳以下)で、学校教育法による高等学校で土木又は建築の専門課程を履修し卒業した方又は令和7年3月に卒業見込みの方。</p> <p>※学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和7年3月に卒業見込みの方は技術職②③④参照</p>
一般事務職② (社会人経験者)	<p>昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方(33歳以上42歳以下)でかつ、民間企業等に直近7年中(平成30年4月1日から令和7年3月31日まで)の期間において、通算5年以上(令和7年3月31日現在)の職務経験年数を有する方</p>
一般事務職③ (大卒・短大卒)	<p>学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和7年3月に卒業見込みの方。</p> <p>(1) 大学卒・・・平成4年4月2日以降に生まれた方(32歳以下)</p> <p>(2) 短大卒・・・平成6年4月2日以降に生まれた方(30歳以下)</p> <p>▼ 身体障害者の方は、身体障害者手帳の交付を受けている方で、学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和7年3月卒業見込みの方で、平成元年4月2日以降に生まれた方(35歳以下)、かつ介助者なしで職務の遂行が可能であり、活字印刷文による出題に対応できる方</p>
一般事務職④ (情報処理・資格)	<p>平成4年4月2日以降に生まれた方(32歳以下で学校教育法における大学、短大、高専のいずれかの学校を卒業した方又は令和7年3月に卒業見込みの方、かつ、以下に該当する方。</p> <p>①独立行政法人情報処理推進機構が実施する次の(ア)～(ス)のいずれかの試験に合格している方</p> <p>(ア) 基本情報技術者試験 (イ) 応用情報技術者試験 (ウ) ITストラテジスト試験 (エ) システムアーキテクト試験 (オ) プロジェクトマネージャ試験 (カ) ネットワークスペシャリスト試験</p>

	<p>(キ) データベーススペシャリスト試験 (ク) ITサービスマネージャ試験 (ケ) システム監査技術者試験 (コ) 情報セキュリティマネジメント試験 (サ) 情報処理安全確保支援士試験 (シ) 情報セキュリティスペシャリスト試験 (ス) エンデブッドシステムスペシャリスト試験</p>						
<p>一般事務職⑤ (情報処理・経験者)</p>	<p>昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (45 歳以下) で、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した方で、下記の要件を満たす方。 ① 令和 7 年 3 月 31 日現在、民間企業等で「別表」に記載する職種の職務経験が通算して 5 年以上かつ直近 5 年中 3 年以上 (休職等で休んでいた期間は除く) ある方。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>① IT コンサルタント</td> <td>② システムエンジニア</td> </tr> <tr> <td>③ ネットワークエンジニア</td> <td>④ セキュリティエンジニア</td> </tr> <tr> <td>⑤ プロジェクトマネージャ</td> <td>⑥ セールスエンジニア</td> </tr> </table>	① IT コンサルタント	② システムエンジニア	③ ネットワークエンジニア	④ セキュリティエンジニア	⑤ プロジェクトマネージャ	⑥ セールスエンジニア
① IT コンサルタント	② システムエンジニア						
③ ネットワークエンジニア	④ セキュリティエンジニア						
⑤ プロジェクトマネージャ	⑥ セールスエンジニア						
<p>技術職② (土木・建築)</p>	<p>昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (40 歳以下) で、学校教育法による高等学校以上の学校を卒業し、本市が指定する国家資格 (技術士、技術士補、1 級建築士、2 級建築士、木造建築士、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士、測量士) を 1 つ以上有する方。</p>						
<p>技術職③ (土木・建築)</p>	<p>昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (40 歳以下) で、学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校で土木又は建築の専門課程を履修し卒業した方又は令和 7 年 3 月に卒業見込みの方。</p>						
<p>技術職④ (都市計画)</p>	<p>昭和 49 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (50 歳以下) で、学校教育法による大学、短大、高専のいずれかの学校で都市計画に関する専門課程を履修し卒業した方で、民間企業等において以下の都市計画業務に 3 年以上携わった経験があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路公園などの都市施設計画や総合交通体系計画などの検討業務 ・ 土地区画整理事業などの市街地開発事業検討業務 ・ 都市計画マスタープラン、土地利用計画などの検討業務 						

●受験申込みできる試験区分は1人1つの職種・募集区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことや申込み後の試験区分の変更はできません。

【全職種共通事項】

- ※ 1 高等学校を卒業後、専門学校を卒業した方又は令和 7 年 3 月に卒業見込の方で次の要件を満たす方は、短大卒相当に該当します。
- ・ 学校教育法第 125 条に規定する専修学校の専門課程であること。
 - ・ 修学年数が、2 年以上であること。

- ・ 1600 時間以上の授業の履修があること。
- ・ 履修の成果が、筆記試験その他の方法により認められることが卒業の要件であること。

※2 職務経験年数等について

・ 民間企業等における職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者等として、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続して就業していた期間が該当します。（ボランティア活動等の期間は除く。）

・ 職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事していた場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

※傷病休暇や育児休業等は経験年数から除外しますが、産前産後休暇については経験年数に含めます。

・ 最終合格発表後、職務経験期間を確認するため、職歴証明書等を提出していただきます。

・ 職務経験は、月単位で算定することとします。1 月未満の期間が生じた場合、15 日以上は 1 月として計算し、14 日以下は切り捨てることとします。

※3 次のいずれかに該当する方は、受験することができません。

- ・ 令和 6 年 7 月 7 日に実施した下田市職員採用試験（夏日程・年度中途採用）の受験者
- ・ 日本国籍を有しない方
- ・ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に定める以下に該当する方
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②下田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験資格の審査及び受験票の交付

提出された「受験申込書」等により書類審査を行い、受験資格適合者に対して受験票を送付します。令和 6 年 9 月 6 日（金）までに届かない場合は連絡してください。

4 試験の日程

試験日 令和 6 年 9 月 22 日（日）

会場 下田市役所 河内庁舎

※試験日・会場を変更する場合は市ホームページでお知らせします。

試験科目

○一般事務職① 教養試験(SPI3-H)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
(高卒相当)

○技術職①(土木・建築) 教養試験(SPI3-H)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
(高卒相当)

○一般事務職② 教養試験(SPI3-G)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
(社会人経験者)

○一般事務職③ (大卒・短大卒相当)	教養試験(SPI3-U)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
○一般事務職④ (情報処理・資格)	教養試験(SPI3-U)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
○一般事務職⑤ (情報処理・経験者)	教養試験(SPI3-G)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
○技術職②(土木・建築)	教養試験(SPI3-U)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
○技術職③(土木・建築)	教養試験(SPI3-U)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)
○技術職④(都市計画)	教養試験(SPI3-G)、小論文、事務能力検査、口述試験(面接)

合 否 の 発 表

令和6年10月中旬に通知(郵送)します。

5 試 験 の 方 法

区 分	内 容
教 養 試 験 (S P I 3)	企業で実績の多い「SPI3」で実施します。 SPI3は、社会人全般に求められる基本的な資質を「能力」「性格」の2つの領域から測定していく試験です。
小 論 文	各職種別の課題に対する理解力、表現力、思考力、その他の能力等について、筆記試験を行います。 (原稿用紙2枚以内60分)
事 務 能 力 検 査	定型的業務を遂行する上で必要な単純な課題を早く正確にこなす能力を測定していく試験です。
口 述 試 験	人物等について、面接試験を行います。

6 受 験 手 続

(1) 申込み方法について

○申込みは、電子申請(LoGo フォーム)で行ってください。パソコンまたはスマートフォンから、申込みしてください。

<https://logoform.jp/form/4fyZ/552016>

申込用 QR



電子申請受付期間：令和6年7月31日(水)から8月19日(月)午後5時15分まで

○電子申請による申込みができない方について

電子申請による申込みができない方は、市のホームページから提出書類をダウンロードし、必要書類をプリントアウトした上で、郵送又は直接持参にて必要書類を提出してください。

「下田市職員採用試験申込書」はA4サイズ、履歴書・個人調査表は、A3サイズに印刷して提出してください。

※下田市役所でも提出書類を交付します。

受付期間：令和6年7月31日（水）から8月19日（月）まで

持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

（ただし、土日祝日は受付できません。郵送の場合は締切日必着。）

(2) 提出書類

○ 卒業証明書等 最終学校発行の卒業証明書（卒業証書の写しでも可）又は卒業見込証明書

○ 資格証明書等

・ B：一般事務職④（情報処理・資格）の受験者は、受験資格に掲げる資格の合格証書等の写し（複数取得している場合は全て）

・ D：技術職②（土木・建築）の受験者は、受験資格に掲げる資格の合格証書等の写し（複数取得している場合は全て）

※見込みの場合はそれを証明するもの。

（電子申請による申込みができない場合は下記の書類も必須）

○ 下田市職員採用試験申込書【令和7年4月採用】 当市様式を使用してください。（A4）

○ 履歴書【令和7年4月採用】 当市様式を使用してください。（A3、写真貼付）

※学歴は小学校卒業から記入してください。

○ 個人調査票 面接時の資料としますので、記入して提出してください。（A3）

※提出書類は試験結果等の如何を問わず返却いたしません。また、試験以外の目的には使用いたしません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、その中から任命権者が採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として令和7年4月1日予定です。

(3) 健康診断書により職務遂行に必要な健康状態にないときは、内定を取り消す場合があります。

8 健康診断書の提出について

受験申込時は不要ですが、合格者及び補欠者は提出していただきます。

※「健康診断個人票（雇入時）」を配付しますので、病院等で受診し提出してください。

◎ 給与・勤務条件（令和6年4月1日現在）

(1) 初任給（手当を除く）

大 学 卒	202,500 円
短期大学等卒	186,300 円
高等学校卒	175,300 円

初任給は就職歴等により調整されます。

例) 大卒で民間企業での勤務がある場合

大卒／民間企業 13 年勤務（採用 35 歳時）	： 243,900 円
大卒／民間企業 18 年勤務（採用 40 歳時）	： 266,700 円

このほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

期末勤勉手当(ボーナス)は、夏(6月)2.25月、冬(12月)2.25月の合計4.5月分です。

(ただし、1年目の夏の期末勤勉手当は、2.25月×30/100)

(2) 休日・休暇・勤務時間（職種・勤務場所等により異なる場合があります。）

休 日 / 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休 暇 / 年次休暇は、採用1年目に15日、2年目以降は20日、その他に特別休暇（結婚休暇、ボランティア休暇、忌引など）、病気休暇、介護休暇があります。

勤務時間 / 午前8時30分～午後5時15分

◎ 研修・福利厚生

(1) 研修制度

新規採用研修のほか、勤務年数、役職、職務に応じた研修所研修や市が独自で行う研修等があります。

(2) 健康管理

年一回の定期健康診断のほか、年齢や職種に応じた各種の検診を実施し、職員の健康管理を行っています。

(3) 共済制度等

各種祝金、見舞金のほか、職員や家族が病気のときの療養費や、退職後の年金を支給しています。全国各地にある市町村共済の保健・宿泊施設などの利用に一部助成があります。

住宅建築資金などを低利で借り受けることができます。スポーツ大会などを行うほか、野球、サッカー、テニス、バレーボール、ゴルフ等のクラブ活動も活発に行われています。

下田市役所 河内庁舎 案内図 伊豆急行線 蓮台寺駅 下車 徒歩5分

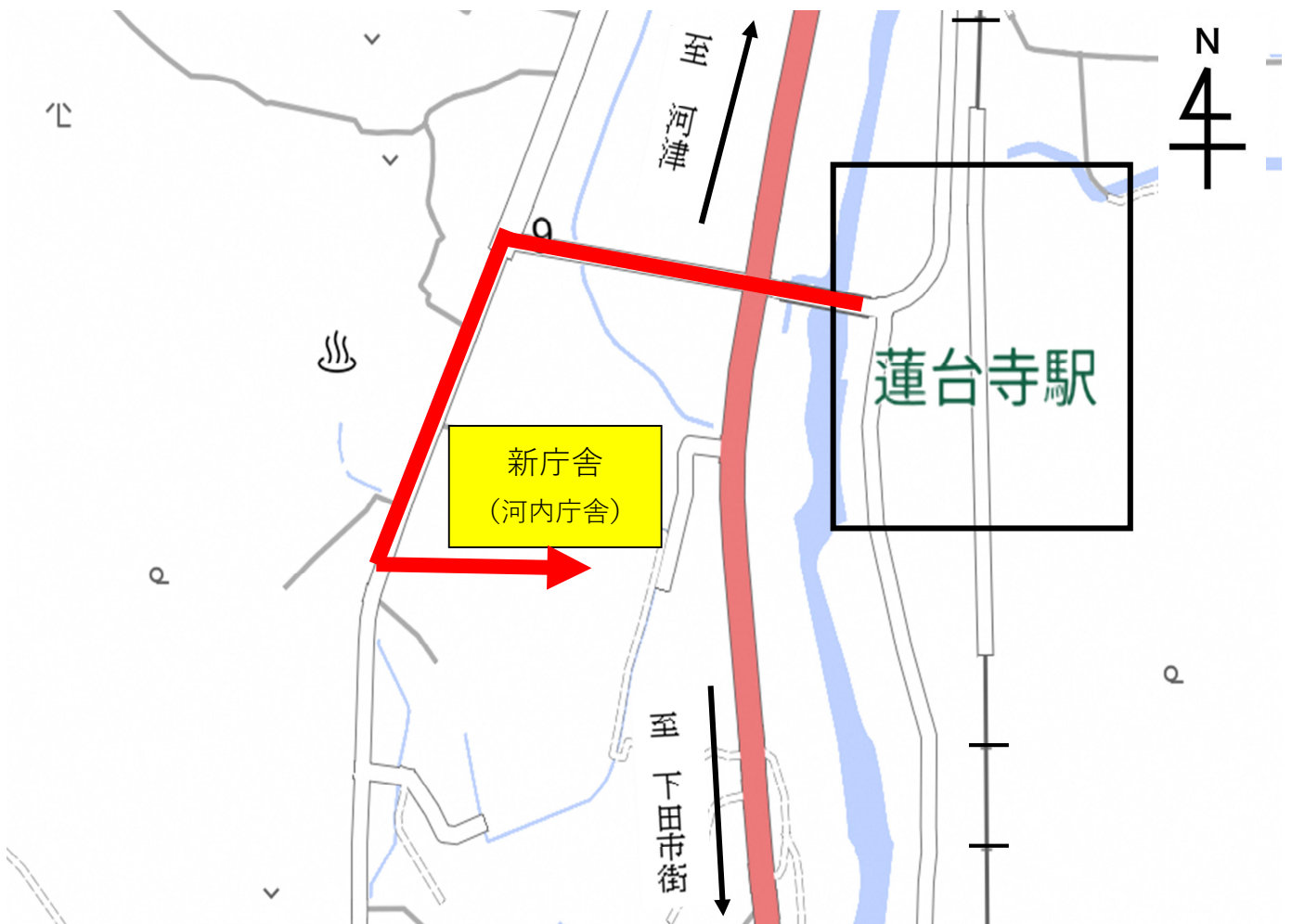
住所：静岡県下田市河内 101 番地の 1

案内用 QR



下記サイトに記載されている Google マップもご参照ください。

<https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/081600shinchousha/156618.html>



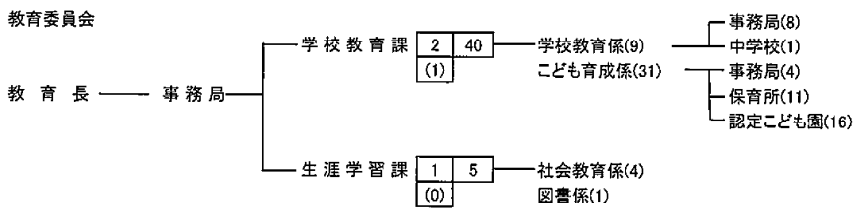
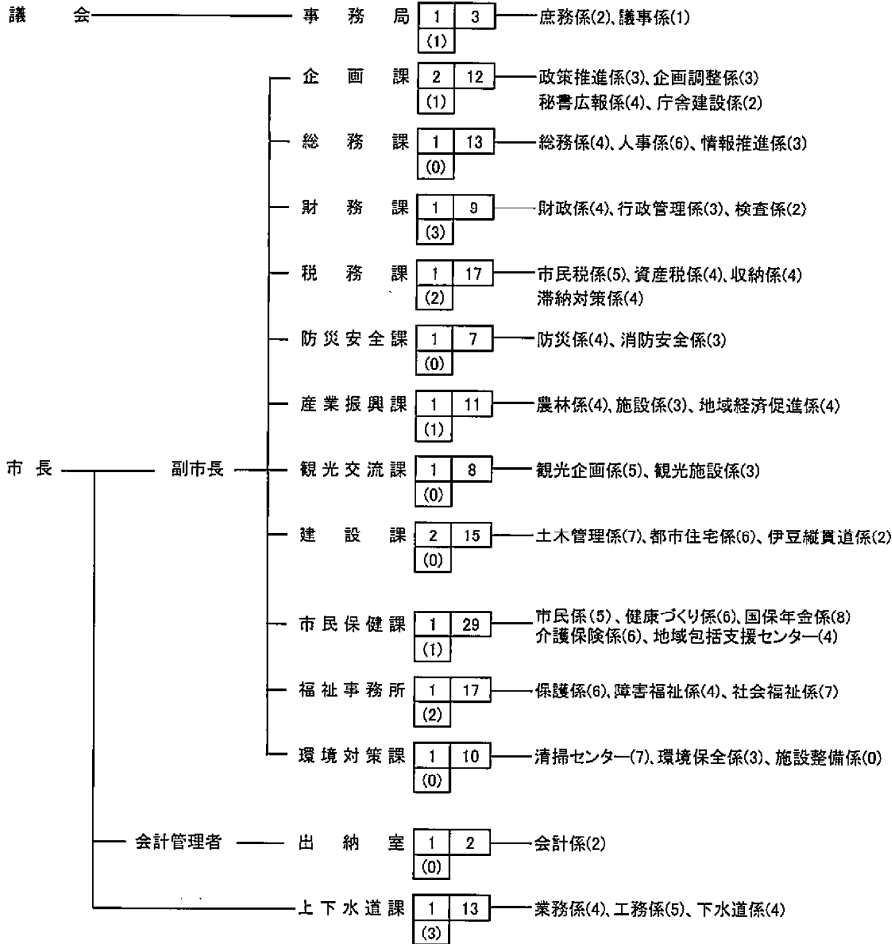
国調人口(推定値) R2.10.1	住民基本台帳人口 R6.4.1	類型	令和6年度 一般会計予算
20,183人	19,545人	I-3	12,700,000千円

(令和6年4月1日現在)

特別職 2人 (教育長含む)	一般職					計 234人
	一般	現業職	保育士	教諭	保育教諭	
	198人	10人	10人	0人	16人	

(派遣職員含め 237人)

下田市行政機構図



選挙管理委員会 ————— 事務局 (1) | 1 — 選挙係(1)

監査委員 ————— 事務局 1 | 1 — 監査係(1)
(1)

農業委員会 ————— 事務局 (0) | 1

固定資産評価審査委員会 ————— 固定資産評価委員

	定数	実数
市長 部 局	172	164
教 育 委 員 会	85	48
外 局	11	8
地 方 公 営 企 業	18	14
計	286人	234人

(注)特別職、派遣職員、及び業務は実数に含まない。

前が所属長数
後が職員数(課長補佐を含む)

※ 下段 () 内の数値は課長補佐職